

箕面市立東生涯学習センター
駐車場管理運営事業者公募にかかる
一般競争入札実施要領
(入札後資格確認型一般競争入札)

令和6年(2024年)2月

箕面市教育委員会 子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

目次

I	入札に際しての前提条件	
1.	入札物件	2
2.	物件の用途	2
3.	入札価格等	2
4.	使用許可の期間	2
5.	使用許可の方法	3
6.	使用許可にかかる制限事項	3
7.	使用許可に伴い発生する業務	3
8.	使用許可の取消	3
9.	原状回復	4
10.	損害賠償	4
11.	その他	4
II	入札に際しての基本条件	
1.	入札の方式	4
2.	入札参加資格	5
3.	入札	6
4.	開札	8
III	申請書等の提出	
1.	提出書類	9
2.	落札候補者の決定取消等	10
3.	事業計画書の提出	10
4.	申請書等の提出方法等	10

I 入札に際しての前提条件

1. 入札物件

以下の物件の管理運営事業者（以下「事業者」という。）を選定するために一般競争入札を行う。

施設名称	箕面市立東生涯学習センター	駐車場（行政財産）
構造	鉄筋コンクリート	2階建て
所在地	箕面市粟生間谷西3丁目1番3号	
面積	屋上	538.03 m ²
	地階	2,071.32 m ²
台数	屋上	既設 7台（障害者用2台含む）
	地階	既設 73台（障害者用1台含む）

2. 物件の用途

物件の用途は、時間貸し有料駐車場とする。（月極駐車場、定期貸しは不可）

3. 入札価格等

- (1) 物件の使用料の年額（消費税及び地方消費税を含まない額）を入札書（様式1）に表示すること。
- (2) 最低入札価格は年額1,200,000円（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。
- (3) 事業者は、年額使用料の月割り額を箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する方法により、前月末までに納付すること。また、4月から翌年3月までを一会計年度とし、年額使用料を会計年度の月数（12月）で除したときに生じる千円未満の使用料は、当該年度初回納付時に合算すること。
- (4) 事業者は、消費税法等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、相当額を加減して納付すること。

4. 使用許可の期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可により実施する。

行政財産の使用許可の期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。なお、以後1年毎の行政財産の使用許可を行うことにより、5年間の使用許可を予定している。この使用許可期間には、

駐車場整備にかかる準備行為期間を含む。

2年目以降の年額使用料は、初年度と同額とし、納付方法等についても項番3.(3)、(4)を準用する。

5. 使用許可の方法

- (1) 地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可により事業実施するため、事業者は、1年度毎に行政財産の使用許可申請書を箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）宛提出すること。
- (2) 事業者は、事業開始後5年間の期間内で、許可期間満了後も引き続き当許可を受けようとするときは、許可期間満了の日から30日前までに使用許可申請書を教育長宛提出すること。なお、許可期間満了後に引き続き当許可を受ける意思がないときは、許可期間満了の日の6か月前までに、書面で教育長に申し出ること。

6. 使用許可にかかる制限事項

- (1) 事業者は、物件を項番2. に指定する用途以外に供してはならない。
- (2) 事業者は、物件を転貸し、又は使用権の譲渡をしてはならない。
- (3) 事業者は、物件土地の形状を変更し、又は使用目的以外の不動産及び動産を設置してはならない。

7. 使用許可に伴い発生する業務

- (1) 整備工事
 - ア 事業者は、別紙箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営事業者公募にかかる仕様書（以下、「仕様書」という。）の項番3. に記載する整備を行うこと。
 - イ 整備にかかる経費はすべて事業者の負担とする。
- (2) 管理運営
 - ア 事業者は、仕様書の項番5. に記載する管理運営業務を行うこと。
 - イ 管理運営にかかる経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等）は、すべて事業者の負担とする。（必要経費の償還請求はできない。）

8. 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す場合がある。

- ア 地方自治法第 238 条の 4 第 9 項の規定により、委員会において、物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。この場合において、委員会は、3 か月前までに事業者に通知するものとする。
- イ 事業者が、行政財産の使用許可条件又は本実施要領に違反したとき。
- ウ 事業者が、応募資格の詐称等不正な手段によって使用許可を得たとき。

9.原状回復

- (1) 事業者は、使用許可期間が満了するときは、その満了日までに許可物件を原状に復し、委員会の確認を受けて返還すること。
- (2) 事業者は、項番 8. により使用許可が取り消されたときは、速やかに物件を原状に復し、委員会の確認を受けて返還すること。
- (3) 上記(1)、(2)いずれの場合においても、委員会が現状有姿での返還を承認した部分はこの限りではない。この場合において、事業者は、当該部分にかかる有益費の請求をすることができない。

10.損害賠償

- (1) 事業者は、自らの責めに帰する理由により物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、それにより生じた損害について、委員会が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- (2) 前項の場合において、物件を直ちに原状に復したときはこの限りではない。
- (3) (1)、(2)に定めるほか、駐車場の管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民等並びに委員会にかかる損害については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- (4) 本物件管理運営にかかるリスクに対応する損害保険に必ず加入すること。

11.その他

項番 1. から 10. まで及び仕様書に記載のない事項については、事業者と委員会で双方誠実に協議し決定するものとする。

II 入札に際しての基本条件

1.入札の方式

入札は、開札後に落札候補者に必要書類の提出を求め、入札参加資格を確認する入札後資格確認型一般競争入札とする。

2.入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

条件の確認は、開札日を基準として行う。ただし、開札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札公告日現在において、引き続き2年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。
- (5) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (9) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間がない者であること。（指名停止措置については、箕面市によるもののほか、国又は他の地方公共団体による指名停

止に相当する措置又は法令に基づく処分を含む。)

- (10) 本入札の公告日から落札決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。
- (11) 有料機械式駐車場の管理運営事業について5年以上の実績を有し、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関等との駐車場管理運営にかかる契約実績があること。

3.入札

(1) 入札等のスケジュール

項目	時期
入札実施要領等の配布	令和6年2月14日(水)～22日(木)
質問書の提出期間	令和6年2月14日(水)～16日(金)17時
質問に対する回答予定日	令和6年2月22日(木)
入札書提出	令和6年2月29日(木)9時～16時
開札	令和6年2月29日(木)16時10分
細部協議	令和6年3月1日(金)～3月7日(木)
行政財産の使用許可申請	令和6年3月上旬
行政財産の使用許可	令和6年3月中
設備機器設置	令和6年4月1日(月)～
事業開始	令和6年4月1日(月) ※事業者は、駐車場事業開始にかかる整備工事を4月1日(月)から開始し、整備工事期間中は駐車場を封鎖することなく、全部又は一部を無料開放とし、利用者の用に供すること。

(2) 入札にかかる資料等の配布

入札にかかる資料等は、箕面市ホームページから入札者が各自取得すること。

<https://www.city.minoh.lg.jp/syogai/nyusatu/r6-higasiparking.html>

配布期間：令和6年2月14日(水)～2月22日(木)

公告書類：①箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営事業者公募にかかる一般競争入札実施要領
②箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営事業者公募にかかる仕様書

- ③箕面市立東生涯学習センター駐車場位置図
- ④箕面市立東生涯学習センター駐車場平面図
- ⑤入札書（様式1）
- ⑥質問書（様式2）

(3) 質問

本実施要領等に関する質問については、質問書（様式2）にて下記送付先宛電子メールで送付すること。口頭での個別対応による質疑、回答等は行わない。メール送信後、受信確認のために生涯学習・市民活動室へ電話が必要。質問に対する回答は、箕面市ホームページに掲載する。

質問受付：令和6年2月14日（水）～2月16日（金）17時まで（必須）（必着）

質問送付先：syogai@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名：箕面市立東生涯学習センター駐車場質問書【事業者名】

電話：072-724-6729（生涯学習・市民活動室 直通）

回答予定日：令和6年2月22日（木）

(4) 入札

入札書（様式1）に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「箕面市立東生涯学習センター駐車場管理運営入札書」と朱書して、必ず持参すること。（郵送等不可）

入札者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。ただし、箕面市に届け出た使用印鑑を入札書に押印する場合は、委任状は不要とする。

受付期間：令和6年2月29日（木）9時～16時

受付場所：大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市役所別館3階32番窓口 生涯学習・市民活動室

(5) 入札保証金

入札保証金は不要

(6) 留意事項

- ・入札書（様式1）に記載する金額は、物件の使用料の年額（消費税及び地方消費税を含まない額）とすること。
- ・入札者は、入札書（様式1）の書き換え、引き替えまたは撤回をする

ことはできない。

- ・入札に関して必要となる経費は、入札者の負担とする。
- ・落札後の行政財産使用許可は、入札書(様式1)に記載された名義で行う。
- ・現地説明会は実施しない。

4.開札

(1) 開札

日時：令和6年2月29日(木)16時10分から

場所：箕面市役所別館6階入札室

開札は、入札者立ち会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務担当室以外の委員会事務局職員を立ち合わせる。開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格がない者のした入札

イ 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

ウ 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

エ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

オ 本入札について入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

カ 本入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

キ 指定の期日までに提出しなかった入札

ク 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

ケ 委任状の提出のない代理人のした入札

コ 最低入札価格に満たない金額を記載した入札

サ その他入札の条件に違反した入札

(3) 入札の中止または延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することが

ある。

(4) 落札候補者

最低入札価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者とし、入札立ち会い者全員に氏名及び落札金額を発表する。

(5) くじによる落札者の決定

前項(4)に該当する者が二者以上あるときは、くじによって落札候補者を決定する。

(6) 落札者の決定

落札候補者に、競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）及び指名停止基準該当申告書（別記様式）並びに競争入札参加資格の確認に必要な書類（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

確認の結果、落札者としないと決定した場合は、次順位の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。

落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格とする。

落札者の発表は、入札後資格確認完了次第、当該落札者に通知する。

(7) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の名称及び落札金額を箕面市ホームページ上で公表する。

III 申請書等の提出

落札候補者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

1. 提出書類

箕面市の入札参加有資格者は、(3)から(10)までの書類の提出を省略することができる。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第8号）
- (2) 指名停止基準該当申告書（別記様式）
- (3) 箕面市入札参加資格審査申請書兼使用印鑑届（様式第1号）
- (4) 登記簿謄本（法人）
- (5) 印鑑証明書 ※写し不可、原本添付
- (6) 法人税又は所得税、消費税等の納税証明書

- (7) 事業税の納税証明書
- (8) 市税の納税証明書 ※箕面市内に本支店がある場合
- (9) 委任状 ※支店等が契約先となる場合
- (10) 誓約書（暴力団員不当行為防止）
- (11) 有料機械式駐車場及び、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関等との駐車場管理運営の実績（場所、期間等）について記載した書類（任意の様式）

2. 落札候補者の決定取消等

前項(2)に基づき、箕面市の指名停止を行い落札候補者の決定を取り消す場合がある。また、落札決定後に当該申告書の内容に虚偽が認められたときは、指名停止又は有資格者の登録の取り消し、落札候補者の決定を取り消す。

3. 事業計画書の提出

落札者は、委員会の指定する期日までに事業計画書を提出しなければならない。事業計画書には、駐車場設備機器の設置計画、駐車場のレイアウト、駐車場の管理運営計画、駐車料金、収支計画について必ず記載すること。

4. 申請書等の提出方法等

- (1) 持参又は書留郵便（締切日必着）により、委員会の指定する期日までに提出すること。
- (2) 提出場所は、箕面市役所別館3階32番窓口 生涯学習・市民活動室とする。
- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者の負担とする。

問い合わせ先

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

(電話) 072-724-6729

(質問の送信先/メールアドレス)

syogai@maple.city.minoh.lg.jp

(各種書類のダウンロード、質問に対する回答の掲載、開札結果の公表
/ホームページ)

<https://www.city.minoh.lg.jp/syogai/nyusatu/r6-higasiparking.html>